

労働者福祉運動の現状と課題 連帯と協同で安心・共生の福祉社会をつくる

佐藤昇治 ((一社) 山形県労働者福祉協議会 専務理事)

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました一般社団法人山形県労働者福祉協議会の佐藤と申します。よろしくお願いたします。本日2種類の追加資料を持参しました。一つはA3判の「人生すごろく図」です。人は生まれてから亡くなるまでの間にいろいろ悩んだり困ったりすることが出てくると思います。これは、その際どこに相談をすればいいのか、相談先が書いてあります。人生の道標として御覧ください。もう一つがポケット版の「労働ハンドブック」です。中には、ブラックバイトの話や求人票の見方など労働に関するさまざまなことが記載されています。実際に仕事をするうえでは、例えば労働条件がきちんと守られているのかどうか、就業規則を会社からきちんと提示してもらい、求人票と内容の齟齬がないのかどうか、そうしたことの点検の際の参考にもなりますので、是非ご活用ください。「労働ハンドブック」は山形県労働者福祉協議会として高校3年生の方を中心に配付しています。また、学校から要望があれば出前講座として、高校に出向いて説明を行っていますので、併せてご紹介いたします。

自己紹介をさせていただきます。私は山形県酒田市生まれです。6月18日、山形県沖地震がありました。震度6ぐらいになりましたが、大きな余震がないままに今日に至っているのが心配です。瓦屋根の被害が目立ちましたが、(沿岸部ですから錆びないように瓦屋根の住宅が多かったわけです)今でも修復には至っていない所もあるようです。そして、風台風の15号から雨台風の19号と今年は多くの台風が被害をもたらしています。皆さんの中には各地にボランティア活動に出向かれた方もいるかと思えます。大変ご苦勞様です。酒田市と言いますと、1976年10月に酒田大火という被害の大きな火災がありました。残念ながら消防署の方がお1人亡くなられ、1003名の方が負傷して12時間にわたって火災が続きました。1,774棟、22.5ヘクタールが消失し、戦後4番目の大火と言われています。当時、私は学生で東京におりましたので年末の帰省の時に大火の惨状を見ることになりました。雪の降る中、目の前に広がる焼け跡は外灯も無く真っ暗です。まさに戦時中の空襲跡はこんな感じなのではと思いました。見渡す限り焼け野原という状況でして、寒々しい思いをしました。

実は、私の労福協の前職が全労済、今はこくみん共済coop<全労済>と愛称が付いています。火災共済やこくみん共済などを皆さんに紹介している事業団体ですが、その全労済の就職試験を受けようと思ったきっかけの一つがこの酒田大火になります。

さて、今回の講座のテーマは「労働者福祉運動の現状と課題」ということでお話をさせていただきます。

1. 山形県内の労働者自主福祉運動

資料1枚目に出ている「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくりたい」は労福協の新しい理念です。中央労福協は今年70周年を迎えました。60周年の時に「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」という理念を確認しましたが、創業時より引き続き取り組んできた「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして」という文言を付け加えて新たな理念として確立しました。

次に、山形県労福協についてお話させていただきます。正式な名称は「一般社団法人山形県労働者福祉協議会」、略称は「山形県労福協」と申します。設立は1953年5月、山形県労働組合福祉対策協議会として発足しました。1955年には山形県労働福祉事業団体協議会(略称: 県福団協)に衣替えし、さらに1976年、今の前身である山形県労福協として新たに発足いたしました。2012年には一般社団法人を取り、現在は山形県から委託事業などを受託しています。一般社団法人とは何かということが、記載してあります。営利を目的としない非営利団体です。NPOの方もNonprofit Organizationですから、非営利組織には違いありませんが、一般社団法人は、非営利ですが実施できる事業の幅は株式会社と同等の幅で行うことができます。NPOの場合は、20の活動分野の事業に限定された自治体から認可を受けた取り組みになるところが違います。また、一般社団

法人の非営利というのは、利益を配分しない、配当を出さないという意味合いです。しかし、事業団体は利益を上げないと事業運営することが出来ません。利益は出してもいいが配当として分配することは出来ない、ということですが。

続いて組織構成としては、1労働団体（これは連合山形）と6事業団体からなっています。労働金庫が金融部門、こくみん共済coop〈全労済〉が共済、保障です。生協連が購買等、福祉センターが会館事業を行っています。教育基金協会は教育資金の利子補給を行っており、労働金庫が行っている「ふるさと奨学ローン」利用学生が山形県内に就職した場合、その利子補給を行っています。最後に経済社会研究所は労働界のシンクタンクとして各種の調査活動等を行っています。そして、地区段階には県内35の自治体がありますが、11地区に分割して地区労福協を組織しています。ただし、中央労福協と山形県労福協、地区労福協の組織関係は、中央労福協と山形県労福協は上部・下部組織の関係。山形県労福協と各地区の労福協は並列の関係です。

山形県労福協の具体的な活動内容です。2019年度の事業計画を抜粋しました。3点の重点課題があります。奨学金問題など「貧困」や「格差」のない地域社会に向けた活動。労働運動、労働者自主福祉運動の提携による活動。労働者福祉の活動の強化と共助拡大の活動です。

具体的な活動としては、まず、勤労者の総合支援では、「生活なんでも相談」はフリーダイヤルによる電話あるいは面談で県民の皆様からいろいろな相談を受けています。先ほどの「人生すごろく図」の中でも「生活なんでも相談」をご案内しています。「生活困窮者家計改善支援」では、家計に問題を抱え収支のバランスを取れない生活困窮者の方を対象に家計再生に向けた支援を行っています。「生活・就労支援事業」については、山形テルサの中にハローワークの支所があり、その一角にトータルジョブサポートが設置されています。山形県求職者総合支援センターがその構成団体の1つとして、求職者でかつ住宅や生活に困っている方に対する支援を行っています。そして「くらしの講座・セミナー」で、暮らしに役立つ研修会などを行っています。

労働者福祉の政策実現と調査研究です。毎年、山形県に対して制度政策要請を行っており、今年も11月27日に若松副知事を筆頭とした課長級の皆さんと懇談会を実施してきました。そして県内勤労者に関わる諸課題・諸問題の調査研究を行っているシンクタンクの経済社会研究所に対して報告書や年報などの作成に協力をしています。また、全国的な政策・制度の改善への取り組みでは、2017年3月に給付型奨学金制度が創設されましたが、これなどは中央労福協を中心として、労働運動、消費者運動、市民運動のかすがい役として労福協が働きを示して、社会運動として大きく盛り上がり制度が創設をされたという経緯があります。

労働者の教育、文化、交流事業です。本日の寄付講座。勤労者体育祭は、勤労者の健康増進、職場の親睦を図る目的で戦後から続いています。県の肝いりで労働組合を職場に作っていきこうというところから始まっており、その後、山形県労福協が実施団体として継続しています。続いて、ふれ愛チャリティゴルフ大会、集まったチャリティ金などをふれ愛募金として障がい者施設等に継続して寄付しています。今年も、山形県内に3つあるフードバンクの1つ「福わたし」に寄付させていただきました。労働教育支援事業については労働ハンドブックの作成・配布と出前講座を実施しています。当初、行政の委託事業から始まり、現在は、県労福協と（公財）山形県勤労者育成教育基金協会が提携して作成し、地区労福協が配布・出前講座を担う自前の事業です。その他、勤労者の教育・文化事業の開催、ボランティア推進事業なども行っています。自主福祉活動の支援や労働者福祉事業団体との連携強化はお読み取りください。

行政機関との関係です。「生活あんしんネットやまがた事業」、「総合的就業・生活支援事業」、「山形県生活困窮者家計改善支援業務」、この3つは山形県の委託事業であり、一般社団法人山形県労福協として受託しています。それぞれ11年目から4年目の実施になっています。

2. 中央労福協の歴史と理念

次は中央労福協の歴史と理念です。写真はマッカーサーが厚木飛行場、初めて日本に降り立った時のものです。敗戦から占領統治下の日本は、国民が大変な窮乏生活にあえいでいました。深刻な食糧危機が2年半続いている状況でした。占領統治下、進駐軍が民主化5大政策を打ち出します。これによって女性の権利拡大としての婦人参政権付与。社会の民主化である労働法の制定、労働組合結成の奨励。教育の民主化では教育基本法の制定、義務教育が9年と定められました。政治の民主化では治安維持法廃止、最近の流れは逆行しているのかなと思いますが、思想・言論統制の廃止。そして5つが経済の民主化で財閥の解体、独禁法、農地解放、この

ようなことが行われています。

労働組合法は、新憲法が制定されるよりも早く制定されています。私の出身の酒田の話題を1つ申し上げます。酒田に本間様と呼ばれる地主がございました。戦前は日本一の地主と言われており、3000町歩、ちょっとどのぐらいの規模か想像が付きませんが、日本中に田地を所有していて日本一でした。ところが農地解放のために試験圃場の4町一反だけしか残らなかったといわれています。

この当時、GHQの労働組合結成の奨励などもあり、相次いで労働組合が結成されます。飢餓とインフレを背景に、「食糧よこせ」「仕事よこせ」という生活に密接な危機感から出た運動でした。騒然とした情勢の中で労働運動が精鋭化し労働争議が頻発します。1947年には2. 1ゼネスト「明日働けるだけの食べ物よこせ」とすべての官公庁の労働者がストライキを予定しました。ゼネラルストライキと言われます、実施されていれば鉄道、電信、電話、郵便、学校、すべてが停止することになるため、最終的にマッカーサーからストライキ中止命令が出されています。「東芝争議」では、労働者の中での分断も起こりました。昭和27年の「血のメーデー」第23回メーデーで暴徒化したデモ隊と警察が衝突して、初めて死者が出ました。直近の香港ではデモ隊と警察の大変な衝突が起きていますが、そういう時代が日本にもあったということです。「電産・炭労スト」電気産業と炭鉱の労働者によるストライキですが、この時、電気の正常な供給、石炭産業では空気の入替えや安全の為の保安業務が大変重要であるため、その為争議行為を制限する、ストを規制する法律が生まれています。また、昨今はパワハラ・セクハラをはじめ色々なじめ問題があります。「近江絹糸事件」では、工員が夜間高校に進む時には自社の経営する高校に進みなさい。女性工員が結婚したら仕事を辞めなさい。男性工員が結婚したら他の職場に異動させる。そして住むのは寮に住め。と人格をまるっきり無視した、パワハラどころではない人間性までも否定される対応が当時ありました。そして、世に言う三井・三池闘争は「総資本と総労働の戦い」と言われています。酒田市に土門拳記念館という写真の記念館があります。「炭鉱の子供たち」という写真などを見ることができますので、ぜひ一度足を運んでいただければと思います。

このように食糧あるいは仕事の確保、賃金労働条件の向上に向けた労働者の意識が非常に高揚した時期でした。戦前の労働組合の組織人員は40万人と言われておりますが、戦後のこの時期は660万人、組織率がなんと50%、労働者の2人に1人が組合員。現在は17%です。当時、労働組合は、社会の一大勢力になりました。

そして労福協の誕生の話につながっていきます。共同行動の機運が生まれてきます。このような情勢の中で労働組合と生活協同組合の連携で労福協が始まることとなります。労務用物資対策中央協議会（中央物対協）が1949年に結成されています。労働組合と生活協同組合が連携して当時の労働団体、総同盟、産別会議、全労連、各産別組織と生協（後の日本生協連）など36団体が結集して中央物対協がつけられました。これが労福協の始まりです。当時は生活必需品、労務物資の確保のための共同調達から始まりました。

また1年後には、1950年ですが労働組合福祉対策中央協議会（中央福対協）に組織改変されています。労働組合活動における生活福祉活動の比重をより高めるため、設立総会趣意書の中で「全国的労働団体の福利厚生部門の力を統一結集し強力な連絡調整、指導のための機関としてここに労働者福祉対策中央協議会を設ける」と記載されています。物価の安定、社会保障の確立、住宅政策の推進、労働者の生活改善などを目的にあげています。そういった中に生協活動の拡大、働くものの銀行や共済制度の設立を運動課題にしています。そして、1964年に現行の労働者福祉中央協議会（中央労福協）へ改変されました。中央物対協、中央福対協の広がりを受けてさらに福祉に対する労働者の主体性を明確にしていこう、と中央労福協と改変されたものです。労働組合、そして協同事業団体が共同して統一した組織体として運動を展開することになっていきました。そして、現在の生協、労働金庫、労働者共済など共済事業団体が次々に誕生して全国的に広がることとなります。

この時の中央物対協の画期的な合意を紹介させていただきます。「この協議会を産業別単産及び単産の上部組織（中央労働団体）の枠を超えたものとし、各単産の福祉対策諸活動を連絡調整しあつて、意思統一をはかると共に、互助共済機能の活発化による福祉の増進、社会保障制度の確立、労働者の生活福祉問題解決のための政治的結集をはかる組織とする。」というものです。この合意こそがその後の労働者福祉運動の基本的な道筋を示すこととなります。組織の枠を超えた全労働者的視点に立った福祉の充実、生活向上を目指すという一点で統一し結集することが目的になっています。結集の課題がここで合意された歴史的なものです。「福祉はひとつ」という中央労福協の創業の精神がここで確立したわけです。

続いて労働者福祉運動の基本理念の確立です。1974年に中央労福協の第26回総会があり、その中で「労働

者福祉要求の実現をつうじて、労働者・家族の生活向上と安定を図り、真に平和で豊かな暮らしを保障する社会をつくる」という最初の基本理念が確立されました。表紙頁の新理念と見比べていただければと思います。

～労働金庫、労働者共済の誕生～

労働金庫は労働者を質屋と高利貸しから解放しようと運動されてきた取り組みです。1949年の総同盟第4回大会で自主的な共済事業と労働銀行創設を決議しています。相互扶助の精神で労働者のお金は労働者の手で管理・運営するのが目的です。当時は、一般の銀行の場合、個人の融資対象者は企業の役職者、実業家、専門職、公務員などある程度地位と安定収入がある方に限られていました。続く1950年に岡山、兵庫で相次いで勤労者信用組合、現在の労働金庫の前身が設立されています。そして1951年、総評の第2回大会で労働銀行設立決議が行われています。その趣旨の中には、「労働組合は豊富な闘争資金を持ちながら金融機能を持たない…いわんや労働者個人の生活資金に至っては銀行に預金を持ちながら、一切の融資の道を絶たれている。そのため高利の質屋・闇金にたより益々生活の困窮に拍車をかけている」この矛盾した状態を一刻も早く解決するため労働銀行を設立していこうと決議しています。これが労金法制定の原動力となり、1953年に労働金庫法が制定され全国的な労金の誕生につながっていきます。山形では1952年に信用組合山形県労働金庫として設立をされています。

次は労働者共済の話題になります。戦後の日本協同組合同盟の会長は賀川豊彦という方です。この方は政治運動、社会運動、組合運動、農民運動、協同組合運動、ほとんどの運動の先駆者で、クリスチャンです。運動にかかわった方々が日本協同組合同盟を結成し、その際、労働者も保険事業に参入すべきだと主張しましたが、残念ながら保険会社の反対で実現するには至りませんでした。その結果として、農協法や生協法では共済事業という名称で保障事業が始まることとなります。その後1950年前後から労働組合と生協関係者で共済事業への関心が強まり、中央福対協が共済専門委員会を設置し、それを契機に本格的な運動に取り組むこととなります。1954年に大阪で火災共済事業が始まっています。仕組みは、保険の仕組みを使っているわけですが、共済が始まる前は保険料は圧倒的に高く、一般の個人の方が住宅保険を掛けることは有り得ないという状況でした。稀なことでした。共済は仕組み自体は保険の数理を使った保障ですが、助け合いということから低廉な掛け金で手軽に利用できる。こうして始まっています。

翌年1955年に新潟で火災共済事業が開始されましたが、その5カ月後に新潟で大火が発生しました。預かっている共済掛金よりも支払うべき共済金が上回っている。つまり、事業存続の危機にこの発足間もない新潟の共済事業が直面することになりました。しかし、「共済は信用が第一」だとして労働者共済の信用を失わないために「借りた金はいつか返せるが、失った信用は二度と取り戻せない！」と全国の労働組合の協力を得て掛金収入を上回る給付の支払いを実現しています。連帯と協同の力が事業の危機を乗り越えて労働者共済事業の社会的評価を勝ち取る歴史に残る一步を記しました。

引き続き労働金庫・こくみん共済coop〈全労済〉の話になります。こくみん共済coop〈全労済〉について申し上げます。1964年マグニチュード7.5の新潟地震、またもや新潟で今度は大きな地震が発生しました。これは2016年4月の熊本地震マグニチュード7.3よりも大きかったわけです。全壊1960棟、半壊6640棟という大変な被害を被った地震です。この時の火災保険は、あるいは火災共済も本来であれば地震は免責です。事業体としては支払う必要はないわけですが、実際にこれだけ多くの組合員の皆さんが被災に遇われているなかで、新潟県福対協と労済連（全労済の全国組織の前身）は、総額で火災共済の金額に相当する給付を行っています。保険ではこんなことは絶対に有り得ない。保険との違いを明確に示して、今日の礎を築くことになりました。民間の損保と国が共同して地震保険を始めるのが1966年になります。新潟地震の2年後から始まっています。その前に助け合いとして始めたということです。

一方、労働金庫ですが、小口の生活資金の融資に始まり、教育ローン、自動車ローン、金融機関では初めてとなる住宅ローン（これが労働金庫から始まる）に広がっています。今一般の金融機関でも住宅ローンをやるのは当たり前になっていますが、昔は住専（住宅専門に貸付を行う）や、かつては住宅金融公庫が住宅ローンを販売するのが通常でした。一般の金融機関は労金よりも後に住宅ローンの発売をしました。労働金庫は労働者の生活に密着した金融の展開を行っています。最近は多重債務問題に注力し、勤労者の生活再建に寄与したということで金融機関の業界誌からニッキン賞を受賞しました。

このように労働金庫やこくみん共済coop〈全労済〉と労働組合というのは、業者とお客様の関係ではなくて

それぞれが連帯し合って、共に運動する主体として運動と事業を作り上げてきたということが言えます。

次に労福協の役割・機能ということで、運動スタイル“福祉はひとつ”社会運動のかすがい役にということで触れさせていただきます。

“福祉はひとつ”社会運動のかすがい役に

ここに3つの法の改正や創設などを載せています。消費者サイドの意向に沿う点で、非常に画期的だったわけです。2006年12月に貸金業法改正、これは総量規制として年収の3分の1までに貸付の制限をする。それ以前はいくらでも貸付ができたため、多重債務で生活苦あるいは自殺に追い込まれる方が多数いらっしゃったわけです。また、上限金利が29.2%だったものを借入金額に応じて15~20%まで引き下げました。そして、貸金業者に対する規制などを厳しくしています。次に2008年6月には割賦販売法改正。当時、訪問販売などの悪質商法がまかり通っていましたが、改正点のいくつかをあげると、加盟店の勧誘行為が適法に行われているのか調査をする義務とか、過剰与信防止義務、実際のご本人の信用力よりも余計に貸し付けていないのかなどの防止義務。クレジット規制の強化などが行われて、悪質商法の根絶を目指してきました。そして直近2017年3月に給付型奨学金制度の創設。これは350万筆の署名を集め、それが大きな力になって給付型奨学金制度が創設されています。これらは労働組合、労働者福祉事業団体の取り組みに留まらずに、労働運動、消費者運動、市民運動が融合して取り組んだ成果です。「同質の協力は和にしかならないが、異質なものの協働は積になる」つまり、掛け算となってより力が発揮できるということです。中央労福協の創業の精神“福祉はひとつ”の体現として中央労福協が社会運動のかすがい役、つなぎ役となり、こういった画期的な法改正に結びついています。

3. 労働運動をめぐる時代認識

今どんな時代でしょうか。2012年に国際協同組合年がありました。この時には世界中に広がる貧困の克服にむけて、協同組合の枠組みが有効だとして、各国の政府に対して協同組合への税制上の優遇措置など法律的な後押しを奨励しました。続いて2015年9月にはSDGs持続可能な開発目標が国連サミットにおいて全会一致で可決されています。2030年までに達成すべき持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットを掲げています。地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。そして2016年に協同組合の思想と実践がユネスコの無形文化遺産になりました。共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりをおこなうことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生エネルギーPJまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出しているということで、評価が高まってきたためです。

続いて、新自由主義の横行と品格なき拝金主義です。自己責任・成果主義が強調されたのが新自由主義政策です。金を儲けてどこが悪いんだという拝金主義が蔓延するなか、新自由主義政策は人々の暮らしを便利にした一方で、格差が拡大、持つ者と持たざる者の差が大きくなったことが問題だったと言われています。小泉純一郎と竹中平蔵による規制緩和で2003年3月に製造業・医療業務への派遣が解禁されました。これによって正社員ではない非正規の方々に製造業にどんどん送り出すような仕組みが解禁されてしまいました。その結果、リーマンショックの2008年には大量の派遣切りが発生し、その年の12月31日~1月5日まで東京日比谷公園に年越し派遣村が開設されて500人が集まりました。寮に住んでいた人達が解雇で退室させられて、住むところも食べ物もないということで炊き出しが行われました。

新自由主義では「貧困は自己責任」、給与は自らの働きでとれという「成果主義」が奨励されて、急速に貧困・格差が広がりました。大正5年に河上肇さんが「貧乏物語」で「食足らざるときは、土むさぼり民は盗す、争訟やまず、刑罰たえず、上(かみ)奢り下(しも)へつらい風俗いやし…これ乱逆の端なり、戦陣をまたずして国やぶるべし」、国が亡びると言っています。一方で2008年湯浅誠さんが「働いても働いても貧困から這い出せないワーキングプア。一度転んだらどん底まですべり落ちていく。日本社会は、誰でも、まちがえばこの斜面を転げ落ちる可能性を持ち合せている。『すべり台社会』からの脱出をめざすには、自己責任論の払拭が避けてはとおれない。」と指摘しています。

給与水準の資料をご覧ください。1994年と2018年の給与水準を比較しています。年収200万円以下の方はワーキングプアと呼ばれるわけですが、1994年は17.7%ですが、一方2018年は4.1ポイント増加した21.8%。前年からは若干改善していますが、民間企業に働く5人に1人がワーキングプアになっています。そして、下段の注意書に、平均年収は450万円から441万円に引き下がり、正規労働者の504万円に対して非正規労働者

は 179 万円の平均年収です。これだけの大きな差が出ています。

次は被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移グラフです。平成 27 年 3 月のピークから減少に転じてはいますが、高齢世帯では引き続き保護世帯数が増加しています。資料にはありませんが、平成 31 年 3 月の被保護実人員は 209 万人です。保護率が 1.66%、被保護世帯数が 163 万 6000 世帯です。高齢者世帯はそのうち 89 万世帯を超えており、約 55%の比率を占めています。被保護世帯数の減少に対して、高齢者世帯の被保護世帯数が毎年増加している状況です。

次はNHK放送文化研究所が5年に1回調査している「日本人の意識調査」45年間の比較資料です。3つ問があります。1つが「労働組合をつくる団結権が憲法で国民の権利として保障されるのを知っている」かどうか、1973年には39.3%の方が知っていましたが、2018年には17.5%。2つが「労働条件について強い不満が起きた場合に労働組合をつくると答えた方」が31.5%から15.6%。3つの「労働組合の組織率」が33.1%から17%に。それぞれ15ポイント以上減少しています。自分達の労働条件を改善するためには、個人個人で雇い主と交渉することは難しいため、労働組合という団体を通じて改善要求をしていく必要があるのですが、実際には組織率の低下の中でそういったことが行われていない。それが結果として労働条件の低下にもつながっていると、お読み取りいただければと思います。

市場経済の暴走と崩壊の関係について図表が出ていますが、こちらについては後ほどお読み取りください。

次の4つのエピソードに移ります。先ほど派遣の製造業解禁の話をしました。舞浜会議と呼ばれるものが「雇用か株式か」、どちらを優先するのかという経営者側の大激論が行われた会議です。小泉郵政選挙は、郵便局を民営化するという1点だけの争点で反対勢力を消し去った圧倒的な選挙でした。最近では、働き方改革関連法のなかで高度プロフェッショナル制度が創設されていますが、高度な専門的な能力を持った方は、自由な時間で好きなだけ働いてもらおうというわけです。100時間を超えるような働き方をする多くの方が過労によって体調や精神的に具合が悪くなったり、自殺に追い込まれたりということがあつたなかで、働き方改革が出てきましたが、どちらかと言うと政府や企業寄りの「働かせ改革」としてやってきているのではないかなと思っています。また、2018年12月に外国人労働者の受け入れを拡大し、この4月から始まっているわけですが、受け入れた外国人労働者の方々の人権をきちんと尊重した働かせ方が出来るのかどうかは問われています。

こういう市場経済の裏面を見ると、連帯経済、協同組合経済の発達が必要なのではと思います。次の図は、労福協として60周年の段階で作成した図柄です。連帯と協同でつくる安心・共生の福祉社会を描いたものです。後ほど確認ください。

4. 当面する労働運動の課題

労働組合の組織率が17%と大きく低下しています。影響力を引き上げるには、組織率のアップがなんと言っても必要です。また、組織労働者だけではない、働く多くの方々に対するウイングの拡大も大きな課題です。そういった取り組みの一つとして、社会的労働運動が提唱されています。

これは、労働組合だけの殻に閉じ籠るのではなく組合員以外の労働者、市民にも信頼され役立つ労働運動として取り組んでいくというものです。連合は今年の結成30周年を迎えるにあたって、すべての働く人が能力を最大限に発揮しながら働きがいのある人間らしい働き方、ディーセントワークのもと希望を持って安心して暮らしていくことのできる社会を作りあげていくため、2035年の社会を展望した中長期の羅針盤となる運動と政策の方向性を示した連合ビジョンを策定しました。その政策パッケージが、こういった働くことにつながる5つの安心の橋と言われています。詳細は、割愛させていただきます。

次の図は、労働組合運動と労働者福祉運動の関連性です。雇用・労働条件・税・社会保障などが労働運動としての主な活動の場でしたが、その他の生活上の課題、多重債務、福祉事業団体の育成、生活保護、高齢者関係、消費者問題、こういった多岐にわたる活動は労福協運動として位置づけられてきました。今は、市民団体やNPOとのネットワークの中で取り組まれています。

5. 協同組合と株式会社、その違い

協同組合と株式会社の違いです。生協やJAの講義で話があつたと思いますが、配当の原理から申し上げます。株式会社は出資金に応じて配当をし、一方、協同組合は利用分量に応じて配当をします。利用分量というの

は、例えば生協で買い物をする、その買い物の金額高のことを言います。年間でどのぐらい利用されたか。その利用状況に応じて配分して配当します。具体的には利益 100 万円あがった時に株式会社の場合は、Aさんが 600 万円出資、Bさんが 400 万円出資した場合、100 万円の利益は出資額に応じて 6 : 4、60 万と 40 万となります。一方で協同組合は 1000 万円の出資金を 1 人 1000 円で 1 万人が出資した場合、それぞれの組合員の方々の利用分量に応じて分配するという事です。出資額に対してではありません。

次に非営利ということ。営利を目的としないという意味合いですが、従来の農業協同組合、消費生活協同組合法どちらも日本語では「営利を目的としてその事業を行ってはならない」となりますが、英語では違いがあります。今の時代的に定義すると、「剰余金の処分は利用高に応じた配分を第一義とし、出資金の配当はしない、若しくは劣後にする」というものです。その他にも違いがありますが、健康に安心で有利な商品などが生協で販売されています。共済の場合、火災共済では万が一の場合の保障は、時価保障ではなく再取得価格です。車の保険、共済に入れている方もいると思いますが、事故を起こしたらどうなるでしょうか。相手の車に損害を与えた時は時価保障ということで、買った時よりも経年変化によって時価が目減りします。そういう目減りした価格 (= 時価) での保障になるわけです。しかし、こくみん共済 coop (全労済) の火災共済は再取得価格保障ですから、修理できる金額で保障されます。住宅の修復や再建が可能となっています。こういうことが労働者共済から始まり、今では保険会社でも新価保障という仕組みができています。それは共済が先に始め、社会的な影響力で保険にも広まってきたものです。しかし残念ながら平成 28 年 4 月に改正農協法が成立し、非営利原則が削除されました。JAの方から話を聞かれたかも知れませんが、協同組合として活動は行っているわけですが、非営利原則が農業協同組合法からは外されてしまいました。

財形制度や住宅ローンは、労金だけの商品ではありません。現在は、金融機関に共通の商品となっているわけですが、労金の取り組み・運動から始まったり、拡大してきたと言われていています。

今回、台風 19 号などによる水害で多くの方が被害を受けています。被災者生活再建支援法や災害救助法では、全壊で 300 万円などの保障があります。被災者生活再建支援法が制定されたのが全労済グループ・日本生協連・連合・兵庫県の 4 団体を中心に取り組んだ結果です。

また、運動の成果として、労働金庫・こくみん共済 coop < 全労済 > の事業による成果が労福協あるいは連合などに対して会費や補助金に形を変えて還元されています。また、経営に対して組合員の皆さんの意志の反映が可能になっています。労働金庫の推進委員会、こくみん共済 coop < 全労済 > の推進協議会という仕組みのなかで経営に対してものをいうことができるのです。

協同事業の社会的価値と力量を高める

なぜ協同組合経済 (血の通った温かいお金) の拡大が必要なのかということ。同じ 100 万円というお金を預けたとしても、労働金庫に 100 万円を預けると A 組合員の住宅ローンの融資、B 組合員の教育ローン、あるいはマイカーローン等の融資に活用 (貸出) されます。あるいは労働金庫やこくみん共済 coop < 全労済 > は福祉や環境の NPO や市民活動などを応援しています。つまり皆さんからお預かりしたお金は、同じ働く人たちの生活のために役立っていき、また社会のためにも役立っていくということです。

先人の教えについてふれていきます。二宮尊徳です。昔は小学校の庭に必ず像がありましたが…。「五常講」という信用事業を行っています。原始的な信用事業で、利息をとらない信用事業です。100 万円借りても 5 年で均等返済をすると完了。当時は一般的に年利 2 割と言われていましたので、毎年 20 万円ずつ返済しても、利息だけに充当されて元本はいつまで経っても減らないのですが、5 年間 20 万円ずつ払うと五常講では完了する。ただし、続きがあり 20 万円ずつ返済して完済できたのは周りの皆さんのお陰だからもう一年お礼に 20 万円出さないと。これを報徳冥加金と言います。金利にあたるものですね。6 年で 120 万円返済することになるわけですから実質金利が 6.2%。現在の東北労働金庫の無担保ローンのマイプランの利率は 4.4~6.4% ですからほぼ近いものとなっています。拝金主義への戒めとして「経済なき道徳は戯言であるが、道徳なき経済は犯罪である」と二宮尊徳は言っています。

次に賀川豊彦です。先ほども紹介しましたが協同組合の生みの親で、協同組合中心思想 7 カ条を作りました。利益共楽…生み出した利益はみんなに分ち合う。人格経済…強欲に走らない。資本協同…元手はみんなを持ち寄る。非搾取…誰も掠め取らない。権力分散…一人一票原則、現場の近いところで決めていく。超政党…政府や政党におもねることのない自立の精神。教育中心…これらを繰り返し伝え学び勉強する。この 7 つです。「理

念・道徳と本音・本性、人間のこころはいつもその間を揺れ動く！」と香川豊彦は言っています。

6. 労働運動・労働者福祉運動の課題

70周年を迎えた中央労福協の新たな理念は「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」です。一行目は労働組合の組合員や労働者福祉事業団体で働く人だけではなく、一般の働く人達すべての方々の幸せと豊かさを目指していくということで付け加えられたものです。2030年にめざす社会像として「貧困や社会的排除がなく、人と人のつながりが大切にされ、平和で、安心して働きくらす持続可能な社会」を目指しており、それを実現するために「2030年ビジョン」を設けています。

大項目として4点あります。1つが「多様なセーフティネットで、働くことや暮らしの安心を支える」2つが「労働組合と協同組合が連携・協同し、共助の輪を広げ、すべての人の暮らしを生涯にわたってサポートする」3つが「地域の様々なネットワークで、支え合い、助け合う地域共生社会をつくる」4つが「労働者福祉運動を継承・持続するために、人材を育成し、財政基盤を確立する」。としています。

最後になりますが、あらためて「連帯」と「自由」の意味を考えたいと思います。今の日本社会は生活困窮と孤立の貧困社会と言われています。連合が求めている、そこそこ食べられる連帯社会にするためには、労働組合・協同組合が役割を發揮する必要があります。労働運動がめざす「連帯社会」は、いい時も悪い時も支え合う、お互いの違いを認め合い、他人との煩わしい関係も受け入れながら、みんなが少しずつ折り合いをつけながら生きていく社会なのだとされており。

組織化された労働者の場合は、かなり賃金水準も高く共済や福利厚生も充実している。それでも労働者自主福祉運動を推進する意義は、条件の恵まれた方もいる一方で、中小零細企業の皆さんが山形県内では非常に多く、企業内の福利厚生はそれほど充実していません。労働金庫を使うことによって、有利な生活資金の利用や多重債務の解消などにつなげることができ、こくみん共済coop〈全労済〉を通じて加入することで割安な共済の利用が可能となります。さらに、労働組合がない職場、非正規など最も共助が必要な方々に対して、労働者自主福祉運動を広めていく必要があります。

また、今日的な目標・テーマとしては、社会的な課題である子どもの貧困の問題があります。フードバンクや子ども食堂などに対して、労福協としても支援方法を検討する、こんな課題を現在持っています。

大変雑駁な話になりましたが、以上を持ちまして私からのお話の終了とさせていただきます。ご清聴大変ありがとうございました。